平成２８年（フ）第２３号
新潟県新発田市城北町３丁目６番２号
債務者　大竹　和久
1　決定年月日時　平成28年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２８年（フ）第３２号
新潟県新発田市舟入町２丁目３番７号
債務者　栗山　芳枝
1　決定年月日時　平成28年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２８年（フ）第３８号
新潟県新発田市城北町１丁目13番13号
債務者　鶴巻　**朋**美
1　決定年月日時　平成28年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２８年（フ）第４１号
新潟県新発田市舟入町１丁目14番17号　三和ハイツ201
債務者　長澤　久賀
1　決定年月日時　平成28年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２８年（フ）第５６９号
愛知県春日井市味美白山町１丁目13番地23
債務者　竹内　正雄
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０３４号
愛知県清須市清洲2293番地　ヴァンベール水田202
債務者　中村　優子
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５９号
愛知県一宮市起字与三ケ巻44番地１　尾西団地３号棟403号
債務者　下地　正人
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第２３号
広島県三次市畠敷町1029番地70　県営王之段住宅１号館502号、前住所広島県三次市粟屋町1463番地79
債務者　立原　直樹
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２８年（フ）第９号
鹿児島県出水市西出水町1946番地２　ライオンズ西出水202号
債務者　山内　基至
1　決定年月日時　平成28年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第１４４号
北海道富良野市東町16番18号　帯川方、申立時の住所北海道富良野市緑町15番３号　アパートごん太Ｄ号室
債務者　越沼あゆみ
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月21日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１７３号
北海道旭川市北門町18丁目2153番地の164　エルモＡ棟１号室
債務者　原田　澄雄
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月21日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２７０１号
大阪市城東区鴫野東２丁目16番15号　ニューアケボノマンション201号
債務者　川田　　渚
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５２８４号
東京都北区滝野川６丁目21－１－2201
債務者　犬飼　純子
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５２８５号
東京都板橋区若木２丁目13－６－616
債務者　中野　哲夫
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５２８８号
東京都北区田端新町３丁目５－７－601
債務者　中松千佳子
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５２８９号
東京都墨田区向島５丁目20－４－101
債務者　中村　健司
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部